

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、平成〇年〇月からはB会社（以下「会社」という。）C事業所（以下「事業場」という。）において、競合他社の新商品情報を収集分析する業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月、近々発売される他社製品の情報を入手し、レポートしたところ、自社技術では対抗できないほど高いスペックがあることを証明してしまい、以後、自社技術者からの逆恨みによる嫌がらせ、いじめが始まり、その後、嫌がらせは日に日に増え、平成〇年〇月頃には1日〇回余りの嫌がらせを受けて耐えられなくなったという。請求人は、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「妄想性障害」と診断され、平成〇年〇月〇日から〇年間休職した。平成〇年〇月〇日に復職したものの、以前と同様の嫌がらせを受け、同年〇月頃から徐々に体調が悪くなり、同年〇月末には耐えられなくなったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「抑うつ神経症、不眠症」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F22.0 妄想性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は遅くとも平成〇年頃で、これが現在も継続しているとしている。

請求人の症状経過及び医学的意見等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月頃に精神障害を発病した旨主張するが、一件記録を精査しても、請求人が、同月頃、新たに精神障害を発病したことを裏付ける医学的意見は存在しないことから、請求人の主張を採用することはできない。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、平成〇年頃の出来事として、平成〇年〇月〇日作成聴取書におい

て、社内でトイレまでつきまとわれてトイレに行けず、健康診断で腎臓に異常が出てつらかったことがあった旨述べている。

この出来事について、平成〇年〇月〇日付け事業主申立書においては、平成〇年〇月、職場内でつきまとい行為等があるという請求人からの申立てがあり、調査を行ったが、そのような事実はなかったとしている。

また、事業場関係者は、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、本社に在籍していた頃の話として、請求人が職場の男性〇人と女性〇人からセクハラを受けているという申立てを行い、その申立てに基づき人事担当者が加害者として名指しされた者から聴取を行ったが、そうした事実はないと判断された旨述べている。

これらの記述及び申述を踏まえると、当審査会としては、請求人が述べる本社内においてつきまとい行為があったことを事実であるとは判断し得ず、これを業務による出来事として評価することはできない。

したがって、本件疾病発病前おおむね6か月間において、業務による出来事として評価すべき出来事は認められない。

- (4) 請求人は、精神障害の発病時期を平成〇年〇月頃とし、当該発病に関わる事業場での出来事として、①平成〇年〇月頃より、同僚、上司から、咳を吐きかける、ペンをカチカチ鳴らす、大きい音で鼻をすするなどの嫌がらせを受け、平成〇年〇月頃には1日に〇回余りになったこと、②平成〇年〇月頃から平成〇年〇月頃の間、所属の部長から〇～〇回退職勧奨を受けたこと、③退職勧奨をした所属の部長がリストラされたことを主張している。

しかしながら、請求人が主張するこれらの出来事は、本件疾病発病後の出来事であることから、本件疾病発病前おおむね6か月における業務による出来事として評価することはできない。

なお、請求人の主張に則して念のためこれらの出来事についてみると、以下のとおりである。

①の出来事については、一件記録を精査しても嫌がらせ行為があったことを客観的な事実として認めるに足る証拠は見いだせないことから、これを業務による出来事として評価し得ない。

②の出来事については、請求人提出のCDに記録された内容を踏まえると、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の

強度「Ⅲ」)に該当する出来事があったものと認められるものの、請求人が事業場側から執拗に退職を求められたと認めるに足る証拠を見いだすことはできないことから、心理的負荷の総合評価は「中」とどまると判断する。

③の出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「上司が替わった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」)に該当するところ、心理的負荷の強度を平均的な強度から修正すべき要素は認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

したがって、念のため請求人が主張する精神障害の発病時期に則して出来事をみても、出来事の全体評価は「中」であって「強」には至らない。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべき事項は認められない。

(6) 上記のとおり、本件疾病発病前おおむね6か月間において、業務による出来事として評価すべき出来事は認められず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。